

北海道公立大学法人札幌医科大学会計規程第25条（平成19年4月1日規程第43号）の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 8 年 3 月 9 日

北海道公立大学法人札幌医科大学  
理 事 長 山 下 敏 彦

## 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

### (1) 契約

令和8年3月9日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学附属病院洗浄・滅菌業務委託契約

### (2) 資格

札幌医科大学附属病院洗浄・滅菌業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

### (3) 役務等の種類

札幌医科大学附属病院洗浄・滅菌業務委託契約

## 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。）第3条に規定に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
  - (2) 取扱規則第4条の規定により法人の競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 暴力団関係事業者等でないこと。
  - (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。以下同じ。）
    - ウ 消費税及び地方消費税
  - (5) 札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速な対応が可能なこと。
  - (6) 過去2年間において、病床数300床以上の病院と、洗浄・滅菌業務に関する契約を締結し、その実績が1年以上あり、かつ誠実に履行した者であること。
  - (7) 次の資格を有する職員が従事していること。

作業従事者には次の資格を有する者を1名以上配置すること（重複して資格を有する者でもかまわない）。

    - ①普通第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者。
    - ②特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者。
    - ③プラズマ滅菌機の運転に熟練した者。
    - ④日本医科器械学会の定める第2種滅菌技士の資格を有する者。
- ⑤その他の資格要件
- ・総括責任者の資格
- 滅菌業務に5年以上従事した者。

・従業員の資格

滅菌業務に2年以上従事した経験のある者を3名以上配置すること。  
洗浄業務に2年以上従事した経験のある者を2名以上配置すること。  
組立業務に2年以上従事した経験のある者を2名以上配置すること。  
なお、それぞれの資格を重複した従業員を配置してもかまわない。

・軽作業員

採用時に洗浄・滅菌業務の研修を十分に受けた者。  
なお、作業従事者に日本医科器械学会の定める第2種滅菌技士の資格を有する者がいることが望ましい。

⑥手術室清掃業務の実務経験が3年以上ある者を1名以上配置すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき、2の（6）に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和8年3月9日（月）から令和8年3月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で直接交付する。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再審査を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの。

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院 医事課業務係

(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

(3) 電話番号 011-611-2111 内線31170